

## 船員法施行規則の一部を改正する省令について

### 1. 背景

船員法（昭和22年法律第100号）第83条第1項において、船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてはならないと規定されている。また同条第2項に基づき、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第57条において、当該健康証明をする医師は以下のいずれかに該当する医師と規定されている。

- ① 船員である医師
- ② 公益社団法人日本海員掖済会の病院又は診療所の医師  
一般財団法人船員保険会の病院又は診療所の医師
- ③ その他地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が指定した医師

②の各法人については、同条においてその主たる事務所の所在地も規定されているところ、令和5年7月1日に、公益社団法人日本海員掖済会（以下「掖済会」という。）が移転することに伴い、所在地を変更する必要がある。

### 2. 概要

掖済会の所在地を、「東京都文京区湯島一丁目五番二十八号」に変更する。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 令和5年6月下旬  
施 行 : 令和5年7月1日